図10 教科書デジタルデータ提供の仕組み

I ボランティア団体等に対する提供の仕組み

教科書会社

の提供(義務) 教科書デジタルデータ

- ・小中高等学校段階の全ての種目が対象。
- ・本文、図表・写真、脚注、表紙など必要な全てのデータが対象。
- ・このうち、ボランティア団体等から申請のあった教科書について、保有する DTPデータ等をPDF形式(写真等はJPEG形式)に変換し、データ管理機関へ提供する。

※テキストデータも可能な限り提供する。

・データ提供は、CD-ROM等の光ディスク等またはインターネットを利用する方 法等により行う。

データ管理機関 ※文部科学大臣又は文部科学大臣が指定する者

提共 教科書デジタルデー

- ・データ管理機関は、提供されたデータを適切に蓄積・管理する。
- ・データ管理機関において、適宜、PDF形式のデータを、より使い勝手の良いデータに変換する。
- ・データ管理機関は、保有するデータについて、他目的への流用や第三者への 流出を防止するための措置を講じる。

(デジタルデータ使用に当たっての留意点等をまとめたマニュアルの配布。)

・データ提供は、CD-ROM等の光ディスク等またはインターネットを利用する方 法等により行う。

データ提供対象者

- 拡大教科書を製作するボランティア団体等
- ・点字教科書を製作するボランティア団体等
- 音声教材を製作するボランティア団体等



拡大教科書等の作成

Ⅱ 高等学校及び特別支援学校(視覚障害等)高等部に対する提供の仕組み

教科書会社

- ・高等学校段階の全ての種目が対象。
- ・本文、図表・写真、脚注、表紙など必要な全てのデータが対象。
- ・このうち、ボランティア団体等から申請のあった教科書について、保有する DTPデータ等をPDF形式(写真等はJPEG形式)に変換し、データ管理機関へ提 供する。

※テキストデータも可能な限り提供する。

・データ提供は、CD-ROM等の光ディスク等またはインターネットを利用する方 法等により行う。

データ管理機関 ※文部科学大臣又は文部科学大臣が指定する者

- ・データ管理機関は、提供されたデータを適切に蓄積・管理する。
- ・データ管理機関において、適宜、PDF形式のデータを、より使い勝手の良い データに変換する。
- ・データ管理機関は、保有するデータについて、他目的への流用や第三者への 流出を防止するための措置を講じる。

(デジタルデータ使用に当たっての留意点等をまとめたマニュアルの配布。)

・データ提供は、CD-ROM等の光ディスク等またはインターネットを利用する方 法等により行う。

教育委員会等

- ・高等学校や特別支援学校(視覚障害等)高等部からの教科書デジタルデ ータに関する情報を把握する。
- ・高等学校や特別支援学校(視覚障害等)高等部に対して、データの活用 方法や他目的への流用防止等に関する指導・助言を行う。
- ※データ管理機関は、高等学校や特別支援学校(視覚障害等)高等部に対 して提供した情報を報告する。

データ提供対象者

- 拡大教科書を製作する高等学校及び特別支援学校(視覚障害等)高等部
- ※教科書デジタルデータを活用して、必要とする生徒のために拡大教科書を製作する。
- (1単元毎の製作及びデータの一部分を使用した部分拡大も可。)
- ※テストプリントやドリル等の製作は不可。
- ※拡大教科書を製作する場合には、教育委員会等へ必要な助言を受ける。



拡大教科書の作成